ハ　当該病棟において、入院患者に占める、自宅等から入院したものの割合が一割以上であること。

ニ　当該病棟における自宅等からの緊急の入院患者の受入れ人数が、前三月間において三人以上であること。

ホ　次のいずれか二つ以上を満たしていること。

①　在宅患者訪問診療料(I)及び在宅患者訪問診療料(II)を前三月間において二十回以上算定している保険医療機関であること。

②　在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料、精神科訪問看護・指導料(I)及び精神科訪問看護・指導料(II)を前三月間において百回以上算定している保険医療機関であること又は訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第六十七号）に規定する訪問看護基本療養費及び精神科訪問看護基本療養費を前三月間において五百回以上算定している訪問看護ステーションが当該保険医療機関と同一の敷地内にあること。

③　開放型病院共同指導料(I)又は(II)を前三月間において十回以上算定している保険医療機関であること。

④　介護保険法第八条第二項に規定する訪問介護、同条四項に規定する訪問看護、同条第五項に規定する訪問リハビリテーション、同法第八条の二第三項に規定する介護予防訪問看護又は同条第四項に規定する介護予防訪問リハビリテーションを提供している施設が当該保険医療機関と同一の敷地内にあること。

ヘ　当該保険医療機関において、適切な看取りに対する指針を定めていること。

ト　許可病床数が二百床（別表第六の二に掲げる地域に所在する保険医療機関にあっては二百四十床）未満の保険医療機関であること。

チ　病院の一般病棟又は療養病棟の病棟を単位として行うものであること。

(3)　地域包括ケア入院医療管理料1の施設基準

イ　当該病室において、退院患者に占める、在宅等に退院するものの割合が七割以上であること。

ロ　当該病室において、入院患者に占める、自宅等から入院したものの割合が一割以上であること。ただし、当該病室における病床数が十未満のものにあっては、前三月間において、自宅等から入院した患者が三以上であること。

ハ　当該病室における自宅等からの緊急の入院患者の受入れ人数が、前三月間において三人以上であること。

ニ　(2)のイ及びホからトまでを満たすものであること。

ホ　病院の一般病棟又は療養病棟の病室を単位として行うものであること。

(4)　地域包括ケア病棟入院料2の施設基準

(2)のイ、ロ及びチを満たすものであること。

(5)　地域包括ケア入院医療管理料2の施設基準

(2)のイ及びト並びに(3)のイ及びホを満たすものであること。

(6)　地域包括ケア病棟入院料3の施設基準

(2)のハからチまでを満たすものであること。

(7)　地域包括ケア入院医療管理料3の施設基準

イ　(2)のホからトまでを満たすものであること。

ロ　(3)のロ、ハ及びホを満たすものであること。

(8)　地域包括ケア病棟入院料4の施設基準

(2)のチを満たすものであること。

(9)　地域包括ケア入院医療管理料4の施設基準

(2)のト及び(3)のホを満たすものであること。

(10)　地域包括ケア病棟入院料の注2に規定する別に厚生労働大臣が定める地域

別表第六の二に掲げる地域

(11)　地域包括ケア病棟入院料の注2に規定する施設基準

イ　病院の一般病棟又は療養病棟の病棟又は病室単位で行うものであること。

ロ　当該病棟又は病室を有する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十五又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟又は病室を有する病棟において、一日に看護を行う看護職員が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟又は病室を有する病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

ハ　当該病棟又は病室を有する病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。

ニ　地域包括ケア病棟入院料1若しくは2又は地域包括ケア入院医療管理料1若しくは2については、当該病棟又は病室において、退院患者に占める、在宅等に退院するものの割合が七割以上であること。

ホ　地域包括ケア病棟入院料1若しくは2又は地域包括ケア入院医療管理料1若しくは2については、地域包括ケア入院医療を行うにつき必要な構造設備を有していること。

ヘ　地域包括ケア病棟入院料1又は3については、(2)のハからトまでを満たすものであること。

ト　地域包括ケア入院管理料1又は3については、(2)のホからトまで並びに(3)のロ及びハを満たすものであること。

(12)　看護職員配置加算の施設基準

イ　一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟又は病室を含む病棟の入院患者の数が五十又はその端数を増すごとに一以上であること。

ロ　看護職員の負担の軽減及び処遇改善に資する体制が整備されていること。

(13)　看護補助者配置加算の施設基準

イ　一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟又は病室を含む病棟の入院患者の数が二十五又はその端数を増すごとに一以上であること。なお、主として事務的業務を行う看護補助者を含む場合は、一日に事務的業務を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二百又はその端数を増すごとに一に相当する数以下であること。

ロ　看護職員の負担の軽減及び処遇改善に資する体制が整備されていること。

(14)　地域包括ケア病棟入院料の注6の除外薬剤・注射薬

自己連続携行式腹膜灌流用灌流液及び別表第五の一の三に掲げる薬剤及び注射薬

(15)　地域包括ケア病棟入院料の注7に規定する施設基準

イ　当該病棟又は病室を含む病棟において、夜勤を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十六又はその端数を増すごとに一以上であること。

ロ　当該病棟の入院患者のうち三割以上が認知症等の患者であること。

ハ　看護職員の負担軽減及び処遇改善に資する体制が整備されていること。

(16)　地域包括ケア病棟入院料の注7に規定する厚生労働大臣が定める日

当該病棟又は病室を含む病棟における夜勤を行う看護職員の数が三未満である日